

社会福祉法人清水町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 8 年 4 月 1 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法人清水町社会福祉協議会の定款第 10 条（評議員の報酬等）及び第 25 条（役員報酬等）に定める役員及び評議員の報酬、費用弁償等についてはこの規程の定めるところによる。

(役員及び評議員の報酬等)

第 2 条 本会の会長の報酬は月額 100,000 円とし、それ以外の役員及び評議員に対しては報酬を支弁しない。

2 会長が本会の理事会、評議員会等に出席した時は、前項の報酬をもって費用弁償に代えるものとする。

(役員及び評議員の費用弁償等)

第 3 条 会長以外の役員及び評議員が、本会の会議に出席した場合は、費用弁償として月額 1,500 円を支給する。

2 役員及び評議員が職務で町外に出張した時は、出張に要した鉄道賃、車賃、宿泊料の実費額及び月額 3,000 円の日当を支給する。

(旅費の計算及び額)

第 4 条 旅費の計算及び額は清水町職員の例による。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。